平成２６年（フ）第５６９４号
東京都杉並区南荻窪２丁目８番19号
破産者　河内建築工房株式会社
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６９５号
東京都杉並区南荻窪２丁目８―19
破産者　河内　　保
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４６８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒543番地１
破産者　有迫美奈子
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２５号
埼玉県熊谷市瀬南29番地　グリーンハイツ102号室
破産者　竹内　　誠
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１８３８号
福岡市南区三宅２丁目１番15―201号
破産者　堀田　幸喜
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３９号
福岡県糸島市二丈深江2035番地１ユートピア深江408号
破産者　武末　亜希
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４１１号
福岡県福津市津屋崎１丁目20番17号　メゾンド・フローラⅠ103号、前住所北九州市小倉南区蜷田若園３丁目２番８号
破産者　スクルドエンジェル保育園博多園こと道城　信彌
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７２５号
福岡市博多区空港前３丁目25番38―103号
破産者　家村ミユキ（旧姓菅原）
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７３８号
福岡市博多区麦野６丁目19番26―102号
破産者　安永　英志
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２１号
静岡県掛川市宮脇１丁目16番地の５
破産者　小山　道代
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第４６９号
福岡県糟屋郡粕屋町原町２丁目６番１―310号グレイス松浦
破産者　木戸　崇晴
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８１３号
福岡市中央区大宮２丁目２番20―203号
破産者　小島　祐也
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９５０号
福岡市中央区六本松３丁目11番33号
破産者　山下　浩二
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５号
千葉県匝瑳市八日市場ハ173番地３
破産者　林　　康
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１５４号
静岡県磐田市池田206―７、住民票上の住所静岡県磐田市和口366番地１
破産者　宇田　之子
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
福岡市東区香椎浜２丁目３番５―411号
破産者　藤田　　裕
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３２号
福岡県福津市花見の里２丁目３番３号
破産者　江頭　　亨
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３３号
福岡県福津市花見の里２丁目３番３号
破産者　江頭　照代
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５７号
佐賀県佐賀市多布施１丁目５番18号
破産者　大塚　泰孝
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
佐賀県小城市芦刈町道免39番地４
破産者　林　佐恵子
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係